令和４年１１月３０日

郡市区等医師会　御中

大 阪 府 医 師 会
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬「チキサゲビマブ及びシルガビマブ」の医療機関への配分について（質疑応答集の修正）

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省事務連絡の一部改正に関し、日本医師会より通知がありましたので情報提供いたします。

本改正は、質疑応答集Q.5において、エバシェルド対象医療機関に登録した医療機関は、かかりつけではない患者がエバシェルド（本剤）の投与を希望して受診した場合、本剤の対象となる患者の背景を考慮し、患者の健康・安全を守るという観点から、かかりつけ医からの診療情報提供書を求めることは差し支えないことが示されたとのことです。

また、限られた期間に多数の患者が来た場合は、医療機関の体制に応じて予定を組むことでかまわないが、発症抑制を目的として配分されていることから、適切な時期の投与を調整し、より早期の投与を希望する場合は、他院を紹介することでもかまわない旨、追記されています。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

●日本医師会ホームページ
https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

●厚生労働省ホームページ（令和4年11月22日付通知ご参照）
Google等の検索エンジンで、「厚労省　自治体向け通知　コロナ」でもアプローチ可
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00332.html

【担当】
大阪府医師会地域医療１課
（06-6763-7012）